

「第334回 判例・事例研究会」

相続財産についての情報と「個人に関する情報」

(個人情報保護法2条1項)

日 時	令和2年4月23日
報 告 者	弁護士 服部 毅

【判例】

事件の表示	事 件 名 保有個人情報開示請求事件 事 件 番 号 平成31年(受)第1908号 判 決 最高裁判所平成31年3月18日判決
事 案	<p>(1) X(原告、控訴人、被上告人)の母は、平成15年8月29日、Y銀行(被告、被控訴人、上告人)の支店に普通預金口座(以下「本件預金口座」という。)を開設し、その際、Yに対し、印鑑届書(以下「本件印鑑届書」という。)を提出した。本件印鑑届書には、銀行取引で使用する銀行印の印影があり、Xの母の氏名、住所、生年月日等の記載がある。</p> <p>(2) Xの母は、平成16年1月28日に死亡した。その相続人は、Xほか3名であった。Xの母の平成15年8月29日付けの遺言書による遺言は、本件預金口座の預金のうち1億円をXに相続させるなどというものであった。</p> <p>(3) Xは、Yに対し、本件印鑑届書の情報は、個人情報保護法2条7項に規定する保有個人データに該当すると主張して、個人情報保護法28条1項に基づき、本件印鑑届書の写しの交付を求める事案である。</p> <p>(4) ある情報が、個人情報保護法28条1項に基づき開示を請求することができる保有個人データに該当するというためには、少なくとも開示請求者に関するものとして同法2条1項にいう「個人に関する</p>

	<p>情報」に当たることが必要であるところ、本件では、本件印鑑届書の情報がXに関するものとして上記「個人に関する情報」に当たるか否かが争われている。</p>
<p>判 旨</p>	<p>(1) 法(注:個人情報の保護に関する法律)は、個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報取扱事業者の遵守すべき義務等を定めること等により、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするものである。法が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等を個人情報取扱事業者に対して請求することができる旨を定めているのも、個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保し、上記目的を達成しようとした趣旨と解される。このような法の趣旨目的に照らせば、ある情報が特定の個人に関するものとして法2条1項にいう「個人に関する情報」に当たるか否かは、当該情報の内容と当該個人との関係を個別に検討して判断すべきものである。</p> <p>したがって、<u>相続財産についての情報が被相続人に関するものとしてその生前に法2条1項にいう「個人に関する情報」に当たるものであったとしても、そのことから直ちに、当該情報が当該相続財産を取得した相続人等に関するものとして上記「個人に関する情報」に当たるといえることはできない。</u></p> <p>(2) 本件印鑑届書にある銀行印の印影は、亡母がYとの銀行取引において使用するものとして届けられたものであって、Xが亡母の相続人等として本件預金口座に係る預金契約上の地位を取得したからといって、上記印影は、XとYとの銀行取引において使用されることとなるものではない。また、本件印鑑届書にあるその余の記載も、XとYとの銀行取引に関するものとはいえない。その他、本件印鑑届書の情報の内容がXに関するものであるというべき事情はうかがわれないから、上記情報がXに関するものとして法2条1項にいう「個人に関する情報」に当たるといえることはできない。</p>
<p>原 審</p>	<p>ある相続財産についての情報であって被相続人に関するものとしてその生前に法2条1項にいう「個人に関する情報」であったものは、当該相続財産が被相続人の死亡により相続人や受遺者(以下「相続人等」という。)に移転することに伴い、当該相続人等に帰属することになるから、当該相続人等に関するものとして上記「個人に関する情報」に当たる。本件印鑑届書の情報は、本件預金口座に係る預金契約上の地位についての情報であって亡母に関するものとして上記「個人に関する情報」であったから、亡母の相続人等と</p>

	<p>して上記預金契約上の地位を取得した被上告人に関するものとして上記「個人に関する情報」に当たる。</p>
<p>参考条文</p>	<p>個人情報保護法</p> <p>第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>二 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>第二十八条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</p> <p>二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>三 他の法令に違反することとなる場合</p> <p>3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p> <p>4 他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。</p>